

『高知県 STI 研究会』

会則

第1条 「名称」

本会は『高知県 STI 研究会』と称する。

第2条 「目的」

本会は、高知県における性感染症全般に関連する研究・学術的向上を図り、地域医療の発展に寄与する事を目的とする。

第3条 「事業活動」

本会は、第2条の目的のため次の事業を実施する。

- 1) 講演会及び症例検討会の開催
- 2) その他本会の目的達成のため必要な行事（世話人会等）の開催
- 3) 本会に開催日、開催場所、当番世話人については世話人会において決定する。
- 4) 世話人会は適宜開催する。

第4条 「活動期間」

翌年度の活動期間は、世話人会で決定する。

第5条 「会員資格及び入退会の規定」

本会の会員は、性感染症に携わる研究者、医師及び医療従事者とする。

第6条 「役員」

本会には、次の役員を置く。

顧問 1名 代表世話人 1名 学内世話人 5名 学外世話人 6名 幹事 2名。

役員の選出及び任期

- 1) 世話人は別紙に記載した者が就任し世話人会を構成し、年1回の世話人会を開催する。
(原則として学術集会開催日に開催する。)
- 2) 代表世話人及び世話人は世話人会を構成し、会務の執行に当たる。
- 3) 幹事は世話人会にて選出され、本会の会務および会計を監査する。
- 4) 役員が何らかの事由により退任した場合、世話人会の議を経て後任者を決定する。
- 5) 本会の世話人は、代表世話人および世話人の推薦により、世話人会により決定する。

第7条 「運営」

1. 学術集会は世話人会で演題、招聘演者を決定する。
2. 会費として学術集会の開催日に医師（研修医を含む）より 1,000 円を徴収する。ただし、学生、コメディカルは無料とする。

3. 学術集会の運営費用は会費及び共催会社からの拠出金で賄うものとする。
4. 会計は事務局が担当し、会計報告は世話人会で行う、幹事はこれを監査する。

第8条 「会計」

1. 本会の経費は、学術研究会参加費およびその他収入により賄う。
2. 会計年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。
3. 幹事は、毎年度終了後会計監査を行い、世話人会に監査報告を行う。

第9条 「事務局」

本会の事務局は、高知大学医学部産科婦人科学教室におく。

また、本会の運営にあたり世話人間の連絡は通信世話人会をもって適宜実施する。

第10条 「会則の改訂」

本会則の改正は世話人会の同意による。

(附則)

1. 本会則は平成 12 年 4 月 26 日より施行する。
2. 本会の事業は、本会の目的に賛同する企業その他の団体と共催することができる。
3. 当番世話人の判断により、日本医師会生涯教育制度指定研修会の単位 等を取得することができる。

改訂 平成 25 年 6 月

改訂 平成 28 年 6 月

改訂 平成 29 年 6 月